

行動援護に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

行動援護の概要

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
 - ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
 - ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
 - ・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬

258単位(30分未満)～2,540単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)

→ 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

2,072 (国保連令和 5年 4月実績)

○ 利用者数

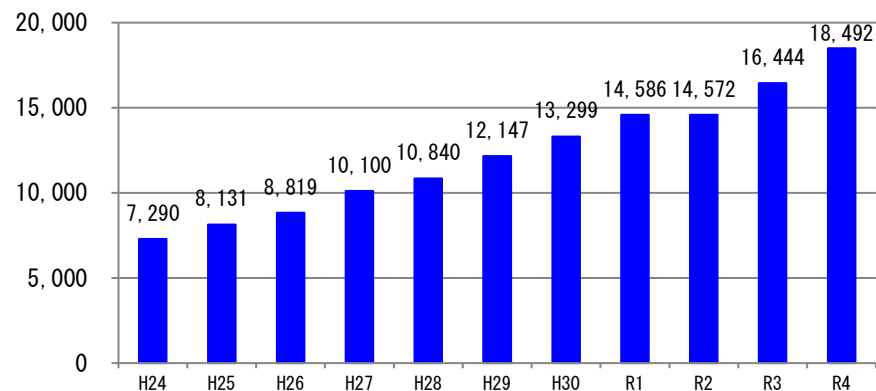
14,005 (国保連令和 5年 4月実績)

行動援護の現状①

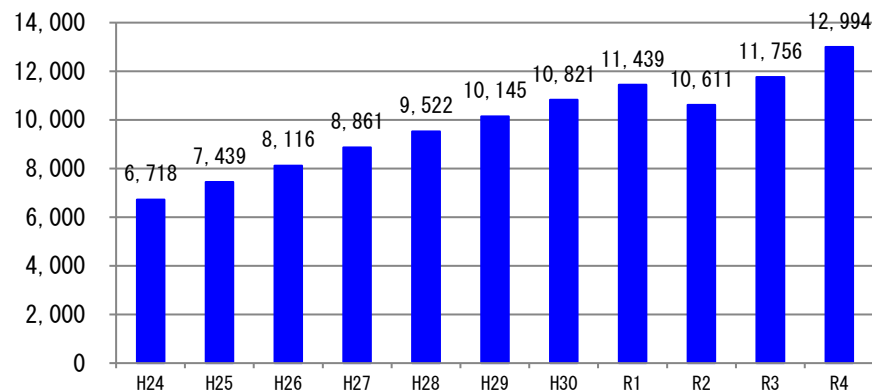
【行動援護の現状】

- 令和4年度の費用額は約185億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.5%を占めている。
- 令和4年度の一人あたり費用月額(一月平均)は、122,631円となっている。

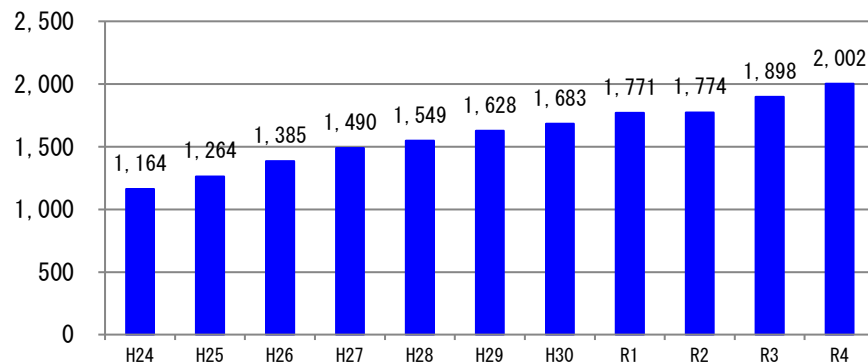
費用額の推移(百万円)



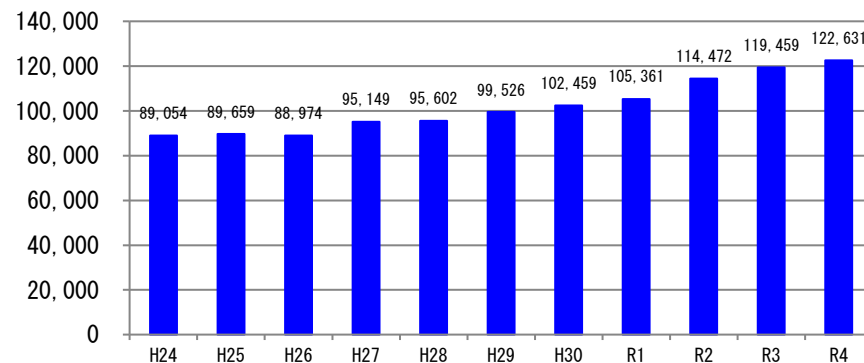
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



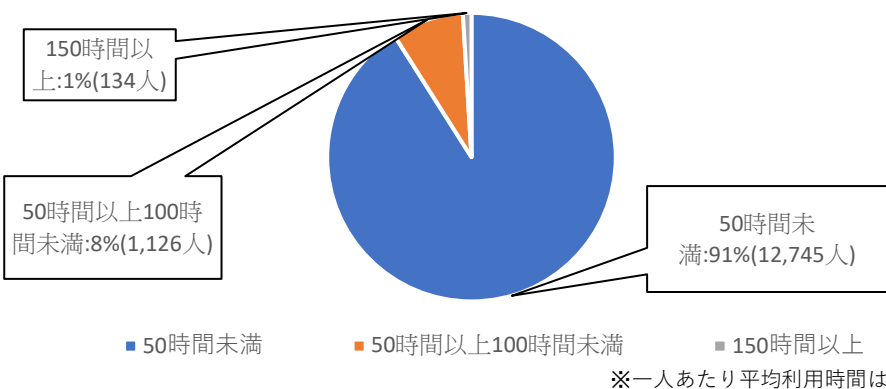
一人あたり費用額の推移(円)



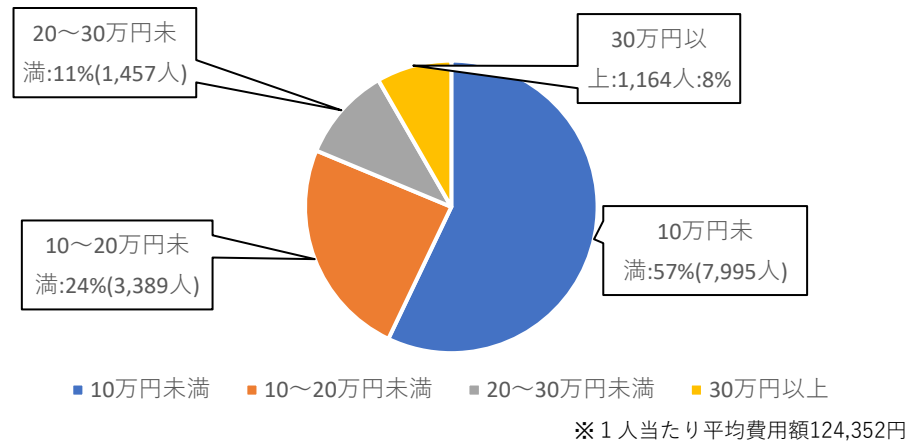
行動援護の現状②

- 一月50時間未満の利用者が91%を占める。また、一人あたり費用月額、10万円未満の利用者が57%、10万円以上が43%となっている。
- 利用者数は、区分6の者が約50%を占めている。

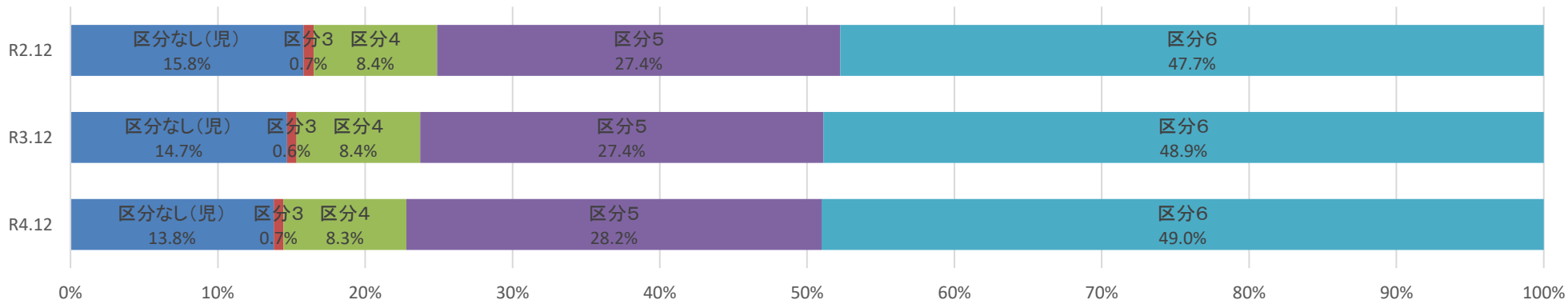
一月の利用時間別人数（人）令和5年4月分



一月の費用月額別人数（人）令和5年4月分



○ 障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移



※出典:国保連データ

強度行動障害を有する者のライフステージごとの主な障害福祉サービス等

○強度行動障害の状態は一時的なものでなく、こども期から高齢期に至るまで、個々の知的障害や発達障害の特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、どの時期にでも引き起こされる。関係機関が連携し、本人や家族の情報を適切に引き継ぎながら、ライフステージを通じて切れ目なく支援が提供される体制を整備していくことが必要である。

乳幼児期

学齢期

成人期

強度行動障害の状態を予防する観点も踏まえ、ライフステージを通じて標準的な支援を実施

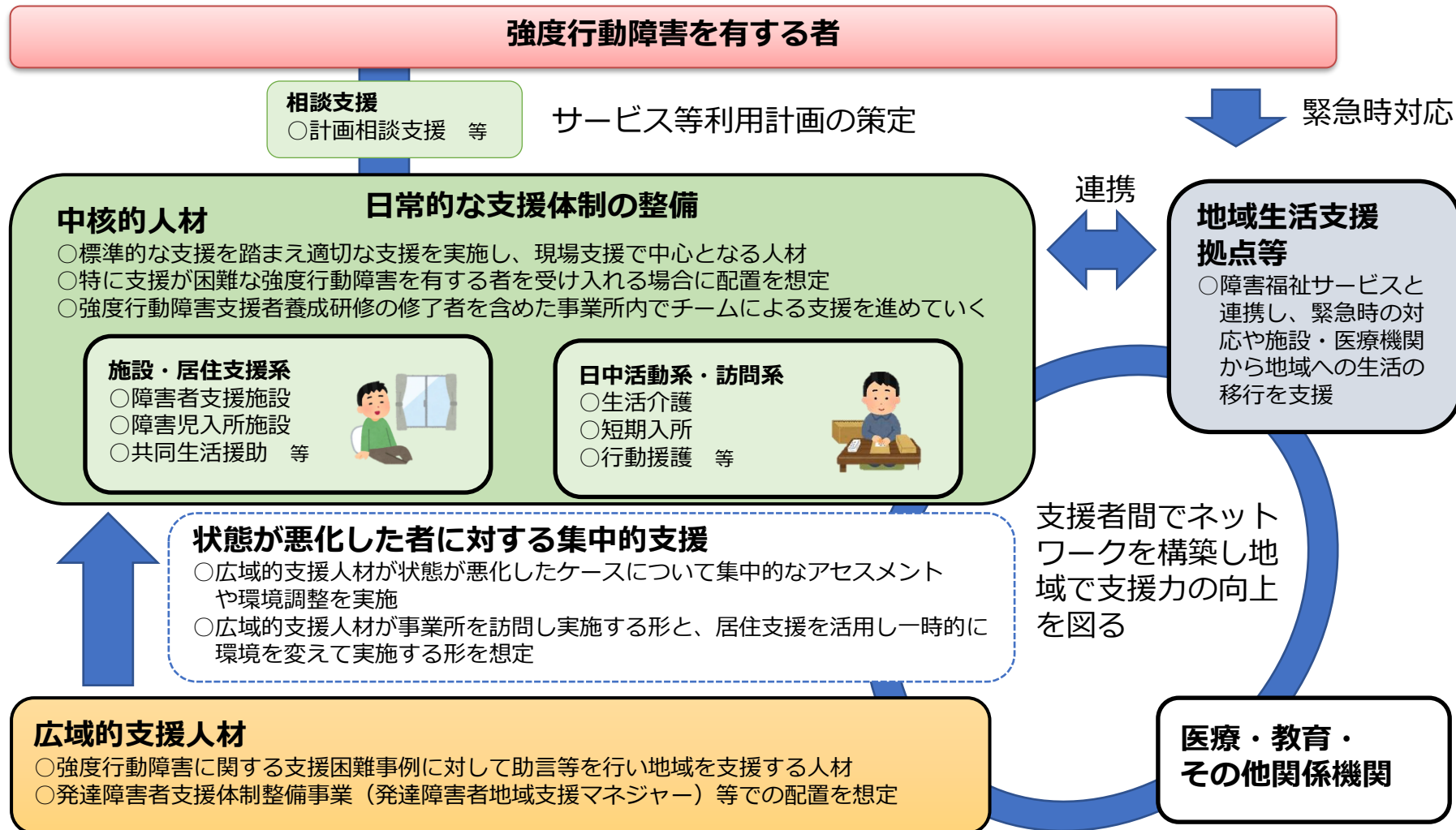
障害福祉サービス	児童発達支援（センター以外）	
		放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援	
	短期入所	
	行動援護	
		重度訪問介護
		生活介護
		就労支援
	重度障害者等包括支援	
		共同生活援助
	障害児入所施設（福祉型・医療型）	施設入所支援・療養介護
	障害児相談支援・計画相談支援	計画相談支援
	児童発達支援センター	
体制整備		地域生活支援拠点等
	発達障害者支援センター/発達障害者地域支援マネジャー	



保健・医療・教育等の関係機関

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



行動援護に係る論点

論点 1 短時間の支援の評価について

論点 2 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

論点 3 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置について

【論点1】短時間の支援の評価について

現状・課題

- 「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」（令和5年3月）において、以下のとおり、報告されている。
 - 在宅での暮らしを支える支援として、
 - ・ 通所系サービス、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるように体制の整備を進めていくことが重要である。
 - ・ 行動援護は（中略）暮らしを支える上で欠かせないサービスであるが、ヘルパー不足が深刻なことや、（中略）支援の提供が限られている地域が多い。行動援護事業所が少なく、移動支援で代替されることで行動援護のニーズが把握できないとの指摘もある。（中略）サービス確保に努めて、必要な人が行動援護を利用できるための取組を進めていくことが必要である。
 - ・ 強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合には、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効と考えられる。
- 行動援護の支援ニーズは、長時間より短時間のサービス提供のニーズが多くなっているが、短時間の報酬単位（1時間30分までの単位）について、地域生活支援事業の移動支援の単価等と同等となっている地域がある。

このため、強度行動障害を有する者を支援するための行動援護従業者養成研修等を受講した専門的な人材配置を要件としている行動援護ではなく、これらの配置の必要がない移動支援により対応されることで、十分な支援が行われていないとの指摘がある。

【論点1】 短時間の支援の評価について

検討の方向性

- 行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを検討してはどうか。

1. 行動援護の事業所数、利用者数

事業所全数	2,072カ所
利用者全数	14,005人

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

2. 移動支援事業の実施事業所数（令和4年10月1日現在）

事業所数	12,975カ所
------	----------

出典：令和4年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援事業における日中一時支援等の利用状況等に関する調査研究」
※調査対象自治体：全国1,741自治体、有効回答数・回収率：全国914自治体（52.5%）

【行動援護／居宅介護（身体介護あり）／移動支援（身体介護あり）の単価比較】

サービス提供時間	行動援護	居宅介護 (身体介護あり)	地域生活支援事業の移動支援（身体介護あり）		
			A市（政令市）	B市（中核市）	C市（一般市）
30分未満	258	255	255	220	230
30分以上1時間未満	407	402	402	380	400
1時間以上1時間30分未満	592	584	584	550	580
1時間30分以上2時間未満	741	666	666	628	655
2時間以上2時間30分未満	891	750	750	706	730
2時間30分以上3時間未満	1,040	833	833	784	805
3時間以上3時間30分未満	1,191	916	916	862	875
3時間30分以上4時間未満	1,340	999	999	940	945

短時間のサービス提供では同等の単価設定となっている場合がある。
※地域によって差があることに留意

※移動支援単価はホームページから収集

【行動援護の単位数と算定回数】

令和4年12月実績（国保連データ）

サービス提供時間	行動援護	算定回数
30分未満	258	4,848
30分以上1時間未満	407	15,725
1時間以上1時間30分未満	592	12,296
1時間30分以上2時間未満	741	16,747
2時間以上2時間30分未満	891	8,633
2時間30分以上3時間未満	1,040	10,269
3時間以上3時間30分未満	1,191	3,673
3時間30分以上4時間未満	1,340	5,325
4時間以上4時間30分未満	1,491	2,066
4時間30分以上5時間未満	1,641	4,158
5時間以上5時間30分未満	1,791	1,569
5時間30分以上6時間未満	1,940	4,742
6時間以上6時間30分未満	2,091	1,475
6時間30分以上7時間未満	2,240	3,381
7時間以上7時間30分未満	2,391	1,072
7時間30分以上の場合	2,540	4,124
合計		100,103

※2時間までで49.6%

※3時間までで68.4%

行動援護では、長時間より短時間のサービス提供が多い

【論点2】 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

現状・課題

- 特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算を行っている。
 - ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算
 - ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
 - ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
 - ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

 - ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
 - ② 良質な人材の確保（従業者総数に占める割合）
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上 など
 - ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
 - ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）
-
- この特定事業所加算の要件は、他の居宅介護等の要件と同様であるが、行動援護対象者の特性に必ずしも対応していないとの指摘がある。

【論点2】 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

現状・課題（続き）

- また、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」（令和5年3月）において、
 - こども期からの予防的支援として、
 - ・ 福祉と教育が、知的障害、自閉スペクトラム症等の発達障害の特性に応じて、共通の理解に基づき一貫した支援を連携して行うこと（中略）行動上の課題を誘発させない支援を行うことが重要である。
 - 医療との連携体制の構築として、
 - ・ 入院する場合について、移行先を見据えた介入を行い、退院後に自宅やグループホーム等で生活できるように入院中から相談支援事業所との連携や行動援護を活用した外出支援など、福祉との連携を行うことが重要である。とあり、医療や教育機関等と連携した支援が必要であるとされている。
- 強度行動障害を有する者への支援において、地域の現場支援の中心的役割を担う人材育成を図るため、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において「中核的支援人材研修」を実施している。
 - ※ 既に強度行動障害支援者養成研修を受講した者がこの研修を受講する。
 - ※ 令和5年度にモデル研修。令和6年度から、本格的に研修実施予定。

【論点2】 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

検討の方向性

- 強度行動障害を有する者に対する日常的な支援体制の整備を図っていくために、医療・教育等の関係機関の連携に関する評価や、専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所の評価、特に行動関連項目が高い者への支援を行っている事業所を評価できるように、要件の見直しの検討を行ってはどうか。
- 具体的には、加算要件①「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対する医療・教育等の関係機関の連携に関する要件を盛り込んではどうか。
 - ※ 関係機関との連携の構築は一定期間を要することから、現状において特定事業所加算を取得している事業所については、3年程度の経過措置を検討してはどうか。
- また、加算要件の②「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的支援人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加し、専門的な支援技術のある人材の配置の評価を検討してはどうか。
- さらに、加算要件の③「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加し、特に支援が困難な強度行動障害を有する者への支援の評価を検討してはどうか。

特定事業所加算（行動援護）の要件

（論点2 参考資料①）

		区分 加算率	(I) +20/100	(II) +10/100	(III) +10/100	(IV) +5/100
算定要件						
体制要件	(1) 従業者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施		○	○	○	
	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催		○	○	○	○
	(3) サービス提供責任者から担当従事者に対し、利用者情報の文書等による伝達、サービス提供後の従業者からの適宜報告		○	○	○	○
	(4) 従事者に対する健康診断の定期的な実施		○	○	○	○
	(5) 緊急時等における対応方法の利用者への明示		○	○	○	○
	(6) 新規採用従業者に対する熟練した従業者の同行による研修		○	○	○	○
	(7) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施					○
人材要件	(8) 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、若しくは従業者のうち実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者による割合が100分の40以上		○	△※		
	(9) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者		○	△※		
	(10) 2人以上の配置義務がある事業所については、常勤のサービス提供責任者の2名以上の配置		○	△※		
	(11) 2人以下の配置義務がある事業所については、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。					○
重度者対応要件	(12) 障害者のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上		○		○	
	(13) 障害者のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上					○

※特定事業所加算（II）は（8）の要件又は（9）及び（10）の要件のいずれかに該当する必要がある。

1. 行動援護の事業所数、利用者数

事業所全数	2,072カ所
利用者全数	14,005人

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

2. 行動援護の特定事業所加算の取得状況

	事業所数	事業所の割合	利用者数	利用者数の割合
特定事業所加算Ⅰ	461カ所	22.25%	5,117人	36.54%
特定事業所加算Ⅱ	342カ所	16.51%	2,788人	19.91%
特定事業所加算Ⅲ	28カ所	1.35%	641人	4.58%
特定事業所加算Ⅳ	2カ所	0.10%	53人	0.38%
合計	833カ所	40.21%	8,599人	61.41%

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

各行動関連項目の平均得点と合計得点の分布 (論点2 参考資料③)

- 支援困難度が高くサービスの利用ができなくなる場合があると指摘される自傷、他害については、15点前後から頻度が増加し、18点以上からは特に増加する。

図表 27 各行動関連項目の平均得点と合計得点の分布 (n=262,707件 合計得点不明除く)

行動関連項目の合計点	各行動関連項目の平均得点												件数
	(認定調査) 意思疎通		(認定調査) 行動障害								(医師意見書) てんかん		
	コミュニケーション	説明理解	大声・奇声を出す	異食行動	多動・行動停止	不安定な行動	自ら傷をつける行為	他人を傷つける行為	不適切な行為	突発的な行動	過食・反すう		
0点	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	60,067
1点	0.49	0.35	0.04	0.00	0.01	0.03	0.01	0.00	0.01	0.00	0.03	0.01	32,489
2点	0.78	0.79	0.08	0.00	0.03	0.09	0.04	0.01	0.04	0.01	0.11	0.02	39,045
3点	0.98	0.95	0.21	0.01	0.12	0.21	0.08	0.03	0.13	0.03	0.22	0.04	21,766
4点	1.09	1.10	0.33	0.02	0.21	0.33	0.15	0.07	0.23	0.06	0.34	0.07	21,045
5点	1.17	1.07	0.52	0.05	0.34	0.45	0.25	0.13	0.33	0.13	0.40	0.17	12,964
6点	1.18	1.16	0.66	0.08	0.44	0.61	0.34	0.20	0.45	0.21	0.47	0.20	12,079
7点	1.26	1.13	0.82	0.13	0.61	0.72	0.45	0.31	0.59	0.32	0.52	0.14	8,148
8点	1.22	1.16	1.00	0.16	0.73	0.90	0.50	0.43	0.72	0.47	0.58	0.13	7,614
9点	1.37	1.16	1.07	0.22	0.87	0.99	0.59	0.51	0.83	0.61	0.65	0.13	5,820
10点	1.33	1.21	1.22	0.24	1.00	1.15	0.68	0.65	0.94	0.80	0.68	0.11	6,166
11点	1.48	1.18	1.30	0.33	1.14	1.20	0.79	0.74	1.04	0.97	0.71	0.12	5,029
12点	1.42	1.24	1.44	0.36	1.25	1.37	0.83	0.92	1.18	1.11	0.76	0.11	4,746
13点	1.59	1.21	1.50	0.44	1.41	1.42	0.96	0.98	1.27	1.29	0.84	0.12	4,185
14点	1.49	1.27	1.60	0.48	1.51	1.56	1.04	1.14	1.41	1.45	0.93	0.12	3,897
15点	1.70	1.22	1.65	0.58	1.63	1.63	1.19	1.21	1.47	1.59	1.01	0.11	3,645
16点	1.56	1.33	1.73	0.66	1.72	1.71	1.33	1.37	1.63	1.69	1.14	0.12	3,241
17点	1.79	1.23	1.81	0.81	1.81	1.79	1.46	1.44	1.71	1.80	1.23	0.11	3,024
18点	1.67	1.41	1.84	0.96	1.87	1.83	1.59	1.60	1.78	1.88	1.45	0.12	2,352
19点	1.87	1.21	1.90	1.27	1.92	1.89	1.77	1.64	1.88	1.92	1.61	0.11	2,214
20点	1.80	1.57	1.92	1.48	1.96	1.93	1.82	1.77	1.92	1.96	1.71	0.16	1,361
21点	1.94	1.19	1.97	1.94	2.00	1.98	1.96	1.96	1.99	1.99	1.95	0.14	1,204
22点	1.99	1.91	1.99	1.98	2.00	1.99	2.00	2.00	2.00	1.99	1.97	0.17	547
23点	1.98	1.56	2.00	2.00	2.00	2.00	1.96	2.00	2.00	2.00	1.98	1.53	45
24点	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	14

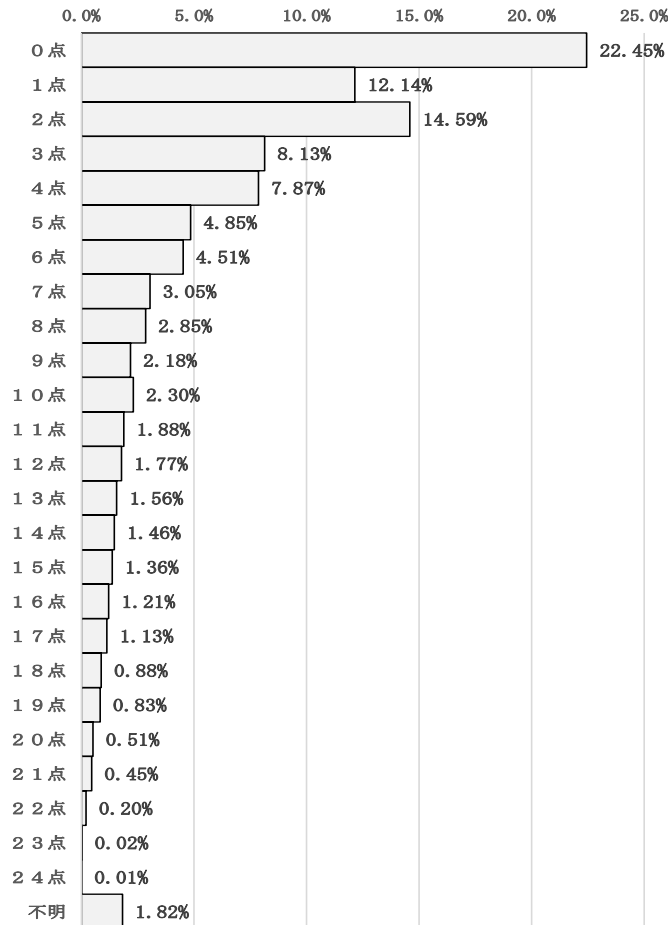
0点: 支援が不要～月1回以上の支援が必要 → 1点: 週に1回以上の支援が必要 → 2点: ほぼ毎日支援が必要

行動関連項目得点分布

(論点2 参考資料④)

1年間に障害支援区分認定調査を受けた267,569件分のデータのうち、行動関連項目の合計点が10点以上は約15%であった。また、10点以上の者のうち、18点以上の者は約18%であった。

図表26 行動関連項目 得点分布 (n=267,569件)



点数	全体に占める割合	10点以上に占める割合(累積)
10	2.30%	100.00%
11	1.88%	85.23%
12	1.77%	73.15%
13	1.56%	61.79%
14	1.46%	51.77%
15	1.36%	42.39%
16	1.21%	33.65%
17	1.13%	25.88%
18	0.88%	18.63%
19	0.83%	12.97%
20	0.51%	7.64%
21	0.45%	4.37%
22	0.20%	1.48%
23	0.02%	0.19%
24	0.01%	0.06%
計	15.57%	

【論点3】 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置について

現状・課題

- 行動援護の質の向上を図るため、平成27年度の報酬改定において、行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件として、行動援護従業者養成研修課程修了者であることとしつつ、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置を設けた(いずれも実務経験の要件あり)。
- その後、平成30年度に経過措置を延長し、令和3年度の報酬改定においても、
 - ・ 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち1割の者が令和2年度末までに同研修課程の未修了となる見込みであること
 - ・ 障害福祉人材の確保が困難である状況等を踏まえ、新たに資格を取得する者を除き、当該経過措置を令和6年3月31日までとしてきたところ。
- 経過措置を設定してから9年が経過しているが、未だ経過措置対象者が一定数存在している。

<令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査>

(行動援護事業所(121事業所、人員は常勤+非常勤の実数))

- ・ 事業所のサービス提供責任者 225人
このうち、行動援護に従事しているサ提責任者 167人
→ このうち、経過措置該当者 26人 (15.6%)
- ・ 事業所の従業者 1,403人
このうち、行動援護に従事しているヘルパー 531人
→ このうち、経過措置該当者 116人 (21.8%)

【論点3】 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置について

検討の方向性

- 行動援護のサービス提供責任者及び従業者について、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置対象者が一定数存在することから、今回を最後として、経過措置の延長（3年間）を検討してはどうか。

サービス提供責任者の概要

- 障害者総合支援法において、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、訪問系サービス事業所ごとにサービス提供責任者の配置を義務付け。

＜サービス提供責任者の配置基準＞

- ・事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと
- ・最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置すること
- ・次のいずれかに該当する員数を置くこと
 - a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450 時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
 - c 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
 - d cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる

- サービス提供責任者は以下の役割を担う。

- ①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえた行動援護計画の作成
- ②利用の申し込みに係る調整や従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理 等

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主要要件

(論点3 参考資料②)

(○:所定単位 △:減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士								
②実務者研修修了者	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー)	○	△ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑤介護職員初任者研修課程修了者								
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者	○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○ (一般+応用)	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑩盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑩行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑪居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑫視覚障害者外出介護研修修了者等	○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和6年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 ほかに、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員+重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
1	○行動援護サービスの拡大については家庭内利用を強度行動障害状態への移行防止メニューとして位置付けるといった取組を進めて頂きたい。	全国手をつなぐ育成会連合会
2	○必要な療育や教育等を受けるための手段が整わない場合、暫定的に移動支援や行動援護を通学や通所に使えるようにすべき。	全国医療的ケアライン